

愛知みずほ大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知みずほ大学学則（以下「学則」という）第35条及び愛知みずほ大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第20条の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

- 2 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。
- 3 修士の学位は、大学院学則第19条に規定する者に授与する。

(専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- (1) 学士の学位 人間科学
- (2) 修士の学位 人間科学

(論文等の審査申請と提出)

第4条 修士論文（以下「論文」という）の審査を受けようとする者は、所定の期日までに申請書に論文を添えて提出するものとする。

- 2 大学院学則第19条第2項の規定により、特定の研究の成果をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 審査のために必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

(論文の審査)

第5条 論文の審査については、研究科委員会の議を経て、研究科長が論文審査員を指名する。

- 2 審査にあたっては、論文審査とともに論文に関連する授業科目について、口答又は筆答による最終試験を行う。

(審査の報告と決定)

第6条 論文審査員は、論文審査及び最終審査の結果の報告を研究科委員会に行うものとする。

- 2 研究科委員会は、前項の報告に基づき、その者の合否を審議し、その議を経て学長が決定する。

(学位の授与)

第7条 学長は、学則第35条の規定に基づき卒業を認定した者に対しては、所定の卒業証書・学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条の規定に基づき修士の学位を授与すべき者と決定した者に対しては、所定の学位記を交付して修士の学位を授与する。

(学位名称の使用)

第8条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、専攻分野の名称並びに本学名を付記するものとする。

(学位の取消し)

第9条 修士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた真実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表しなければならない。

(学位記の様式)

第10条 卒業証書・学位記及び修士の学位記の様式は、別表1及び別表2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

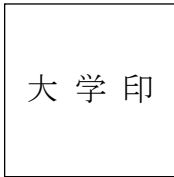
附 則（専攻名称変更に伴う別表2の改正）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に人間科学研究科人間科学専攻に在学する学生については、当該専攻に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

別表1 (学士の学位記)

第 号

卒業証書・学位記



氏 名
年 月 日生

本学人間科学部〇〇〇〇学科所定の課程を修め本学を
卒業したことを証する
学士（人間科学）の学位を授与する

年 月 日

愛知みずほ大学長

別表2 (修士の学位記)

修 第 号

学 位 記

大 学 印

氏 名

年 月 日生

本大学大学院人間科学研究科心身健康科学専攻（修士課程）を修了したので 修士（人間科学）の学位を授与する

年 月 日

愛知みずほ大学大学院
人間科学研究科長

氏 名 印

愛知みずほ大学長

氏 名 印